

令和3年白老町議会全員協議会会議録

令和3年11月26日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時29分

○議事日程

1. 特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）について

○会議に付した事件

1. 特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）について

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森 哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川 保君 | 12番 長谷川 かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 副 町 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 下 河 勇 生 君 |
| 高 齢 者 介 護 課 長 | 山 本 康 生 君 |
| 健 康 福 祉 課 主 幹 | 菊 池 拓 二 君 |
| 健 康 福 祉 課 主 査 | 山 越 大 二 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 本 間 力 君 |
| 主 査 | 八木橋 直紀君 |

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）についてであります。担当課からの説明を行い、不明点などの質疑を行った後、内容に対する意見等がありましたら協議を行います。

それでは、特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）についての説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日は大変お忙しいところ、このように全員協議会を開催させていただき誠にありがとうございます。

本日の案件につきましては、ただいま議長のほうからありましたように、白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）についてであります。

議員の皆様もご承知のように、この寿幸園はこれまで本町における介護サービスの拠点施設として、平成19年4月より指定管理制度に基づきまして社会福祉法人天寿会による運営を担っていただけてきました。これまで、多くの町民の方々にご利用をいただいております。その寿幸園につきまして、今後いかにするべきかということの中で、本町における高齢者人口の推移を見たときに、この施設は今後においても重要な役割を担う老人福祉施設であり、将来にわたって安定的な運営をしていかなければならないと必要性を考えておるところでございます。

従いまして、これまでの運営の状況を踏まえまして、今後においては民営化を進めながら利用者の皆様、そしてご家族の皆様方の安心・安全を最優先に考えながらよりよい介護サービスの提供を図っていただけるように、この基本方針に基づいて協議を進めてまいりたいと考えております。

従いまして、これから担当のほうからのご説明をしたいと思います。本日ご提示する基本方針（案）につきまして、議員の皆様方から様々な観点からご意見・ご提案をいただきまして、これから成案化をさらに図ってまいりたいと考えておりますので、どうかいろいろなご意見・ご提案をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 配布しております白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）を御覧ください。初めに、本計画の全体の構成についてご説明させていただきます。

目次を御覧ください。全部で3部構成となっております。第1章が本町における高齢者福祉の現状であり、1、高齢者数の推移、2、老人福祉施設の現状について2項目記載しております。次に第2章におきまして、現在寿幸園は指定管理により運営しておりますので、指定管理者制度の概要について記載しております。1、寿幸園の施設概要、2、特別養護老人ホーム事業特別会計の現状、3、指定管理制度による運営実績、4、指定管理制度の運営手法の4項目でございます。第3章におきまして寿幸園の民営化についての方針等を記載しております。全部で7項目で、1、民営化に向けた考え方、2、道内における特別養護老人ホームの設置運営状況、3、寿幸園民営化への検証、4、移譲法人選定に対する考え方、5、財産処分等の考え方、6、特別養護老人ホーム事業基金の取り扱い、7、移譲に向けたスケジュールについて記載しております。

それでは、具体的に概要を説明させていただきますが、担当主幹の菊池より説明させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 菊池健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菊池拓二君） 基本方針（案）の説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きください。第1章、本町における高齢者福祉の現状ということで、1、高齢者数の推移でございます。昨年度、今年3月に策定いたしました白老町高齢者保健福祉計画等々にも記載しておりますが、全体の総人口については減少傾向にあるということで、令和7年には1万4,600人台になると予測されております。満65歳以上の高齢者につきましても総人口と比例して毎年減少していくという流れになってございます。また、本町におきましても、高齢者人口は減少していきますが、総人口の減少にも合わせまして高齢化率は上昇していくという流れでございまして、2000（平成12）年になりますが、介護保険制度が開始されたころの本町における高齢者率は22.2%でした。2021（令和3）年を見ますと45.9%ということで、2000年から比較しますと2倍程度に高齢化率は進んでいるという現状でございます。また、特別養護老人ホーム、これからの議題になりますが特別養護老人ホームの利用基準は要介護3以上の方で、要介護3以上の方の割合につきましても介護認定者数全体の3割程度で推移していくことが見込まれております。続きまして、2、老人福祉施設の現状でございます。本町には老人福祉法に定める老人福祉施設は5施設あります。その種類につきましては特別養護老人ホームが寿幸園を含めて3施設、定員129床でございます。合せまして、軽費老人ホームが2施設、定員120床で本町の特別養護老人ホームの需要という部分につきましては、この施設をもって町民の方々の高齢者サービスと展開しているところでございます。

続きまして2ページを御覧ください。第2章、指定管理者制度の概要でございます。1、寿幸園の施設概要でございます。平成19年2月に竣工いたしました現施設は、総事業9億3,007万1,000円で、この施設につきましては個人のプライバシーや生活空間の確保に配慮した「完全個室型」というユニット型で整備されております。財源といたしましては国の老人福祉施設の補助金2億1,774万円、公営企業債7億990万円で、補助金と起債を活用して整備したところでござい

ます。構造規模等につきましては記載のとおりでございます。続きまして、2、特別養護老人ホーム事業特別会計の現状でございます。平成19年、寿幸園の運営に当たりましては特別会計を設置して運営しているところでございます。特別会計の主な収入につきましては、一般会計からの繰入金と指定管理者から返還いただく居住費の返還金を主な歳入の財源として寿幸園を運営してきております。平成27年に入所定員と短期入所定員の見直しを行いながら収益性の向上を図りつつ、特別会計の累計繰越金額は2,482万8,382円と会計上では黒字となっております。

3ページをお開きください。3、指定管理者制度による運営実績でございます。指定管理者制度につきましては、2003（平成15）年に地方自治法の改正を受けまして、民間の活用を図ることが許されたところでございます。本町におきましても、寿幸園の運営につきましては平成19年度より、この指定管理者制度に基づきまして運営を行ってきているところでございます。運営実績につきましては、下の表に記載しているとおりで平成19年から1期5年で運営してきておりまして、1期目の指定管理者は天寿会で、延べ利用者数、平均入居率、累計収支決算額は記載のとおりで、現在3期目に入っているところでございます。ただ、累計収支決算額を見ていただくとおり、入居率は指定管理を進めながら上がってきているのですが、収支決算額は介護報酬の据置きだとか社会情勢の変化に伴う固定費の上昇等々により決算額については厳しい現状になっているところでございます。続きまして4、指定管理者制度の運営手法でございます。本町における寿幸園の運営手法につきましては、収入は介護報酬と条例に定める利用料金収入、これを指定管理者の収入とすることとして運営をしております。また、その利用者からいただきます日額2,006円という利用料金の約7割分を町のほうに返還していただき、残りの3割弱を指定管理者の収入とする形で、次のページをお開きください。

4ページでございます。指定管理を動かしてきております。その中で期別ごとに居住費収入ということで記載のとおりありまして、そのうち内訳の町返還分が累計で3億8,320万6,290円、これを町のほうへ起債の償還財源として返還していただく形になっております。

続きまして第3章、寿幸園の民営化についての検討でございます。1、民営化に向けた考え方でございます。寿幸園の歴史は昭和46年から始まっておりまして、町史を調べますと胆振・日高地区最初の特養施設として整備されたと載っております。長い年月を経て現在の指定管理者に入っているということでございます。この間、高齢者人口の増加等々介護保険制度を取り巻く環境が大きく変わってきておりまして、現在全国的に公設公営から民設民営へと経営形態も大きく変わってきているところでございまして、北海道内における特別養護老人ホームの設置運営状況からも、自治体から民間に移譲するケースが大きく見受けられているところでございます。そのような中、本町におきましては本年4月「白老町行財改革推進計画」を策定しており、この中に、「民間活力を活用しながらよりよいサービスの提供を進めよう」と掲げておりますので、それに基づいて検討を進めていきたいと考えております。

続きまして5ページ、2、道内における特別養護老人ホームの設置運営状況でございます。北海道が本年11月に公表している数値を載せております。道内には499の特別養護老人ホームが設

置されている現状で、社会福祉法人が設置している施設が453施設で全体の90.8%、自治体が設置した施設が46施設で全体の9.2%となっておりまして、自治体が設置している46施設の運営手法を確認しますと、直営が23施設、委託、指定管理が23施設と半々に分かれておりました。その中で、私どもでいろいろ調査しまして、近年道内で民間移譲を行った自治体につきましてはこの表のとおりでございまして、先般留寿都村にも行きましたがいろいろと地域の介護福祉のよりよいサービスを提供する上で、民間移譲を行ったというお話も聞いております。また、小さな枠でみますと、胆振には39の特別養護老人ホームが設置されております。その中で、自治体が設置している特別養護老人ホームは本町の寿幸園のみでございました。胆振管内でも多くの社会福祉法人が主体となって展開している現状でございます。3、寿幸園民営化への検証でございまして。寿幸園の民営化に当たりましては、まずどのような手法でやっていくのか。(1) 公共サービスとしての検証を行っていきたいと思っております。本町におきましては先ほどご説明したとおり、要介護3以上の方は令和22年までに400人以上で推移していくような状況でございます。冒頭、本町には3施設129床の特別養護老人ホームのベッド数があり、要介護3以上の方々の全体の3割程度のカバー率というところで、必要性は本町にとって重要なものであると捉えてございます。

続きまして6ページ、(2) 行政サービスとしての検証でございまして。特別養護老人ホームは老人福祉法に定められておりまして、設置運営できる主体は国・市町村・社会福祉法人の3つの法人が、3つの形態で設置運営することが認められている施設でございまして。先ほど説明いたしましたとおり、北海道内でも全体の9割以上が社会福祉法人が主体となって介護サービスの提供を行っているということで、高齢者福祉サービスの民間市場は成熟していると言えると思います。そのような中、これまでの自治体が行政サービスとして実施していく必要性は無くなってきていると捉えてございます。このような中、町が今後どのようにやっていくか検証を行っている中、①直営の可能性でございまして。こちらにつきましては、昭和46年から直営で行ってきた運営実績等々を鑑み、今後また直営でやる可能性は極めて低いと捉えてございます。②業務委託の可能性でございまして。業務委託につきましては、仕様に基づく業務ということで、民間の創意工夫が奪われるような運営手法ということで最適ではないと捉えてございます。③指定管理者制度の可能性でございまして。指定管理者制度という中で、これまで14年7か月にわたり運営してきておりますが、本町における介護報酬収入と利用料金収入、これの中の7割を町に返還していただくという手法につきましては、今の状況からいくと非常に厳しいのではないかと捉えてございます。

続きまして7ページ、(3) 民間移譲の検証でございまして。これまでご説明させていただきました運営手法等々を含めまして、現在本町には社会福祉法人が提供する介護サービスも多種多様化してきている中、公共サービスとしての役割は今後も重要であるという捉えの中、町が行政サービスとしてそのサービスを展開することよりも民間の社会福祉事業を行うことを目的として設置された社会福祉法人へ事業移譲して、よりよいサービスを展開していただくことが最適で

はないかと捉えております。下の表を御覧ください。運営手法別の比較表で、町直営から民間移譲、メリット・デメリットを記載してございます。後ほどご説明いたしますが、民間移譲を行うことで施設の維持につきましては、公設で持っている施設につきましては、改修費等の補助金等はないのですが、社会福祉法人の所有になることによって、国の制度を活用しながら建物、施設を維持管理できるメリットもございますので、総合的に考えますと民間移譲を行ったほうが寿幸園をよりよい環境で維持していくことが可能ではないかと捉えているところです。4、移譲法人選定に対する考え方をごさいますして、私どももいろいろな形で内部で関係課といろいろ議論してまいりました。この移譲法人選定に対する考え方につきましては、最も優先すべき事項は現在入所されている方、そのご家族の方に対して少しでも不安を与えることがあってはならないと捉えております。これまで14年以上にわたって指定管理者として社会福祉法人天寿会が多くの方々の方々に対して、介護サービスを提供してきていただいたところでございます。私ども健康福祉課へも先般ご家族の方から感謝の声をいただいております。このようなことから、これまでの指定管理者としての運営実績を評価するとともに、寿幸園職員の方々がお持ちになっているそのスキルを持続させより発展させていただきながら、入居されている方々の安心につながると考えております。8ページに記載の民間法人に求める事項を踏まえながら、次のページ、総合的に考え協議を進めていく相手方として社会福祉法人天寿会と協議を進めていきたいと捉えております。

続きまして、5、財産処分の考え方でございます。(1) 国庫補助金の取り扱いです。本施設は先ほどご説明いたしました2億円程度の補助金を活用して整備したものでございますので、財産処分するにあたって国の承認が必要になります。調べますと本施設は経過年数が10年以上経過しているということと、補助金を活用して整備した施設が地域社会に充足しているという判断のもと無償で行われる財産処分は国が定める包括承認事項に該当し、財産処分することが可能になります。(2) 公営企業債の取り扱いでございます。財産処分するに当たり、公営企業債の問題も解決していかなければなりません。公営企業債は令和2年度末までに6億1,395万7,137円の償還を行ってきております。最終償還年度は令和8年度でございまして、令和2年度末時点における償還残高は2億4,970万3,457円でございます。財産処分するに当たりまして、この償還残高を繰り上げ償還する必要がございますので、この償還残高の繰り上げ償還に当たりましては、町の基金を活用しながら繰り上げ償還を行っていききたいと考えております。

9ページを御覧ください。起債の償還状況でございまして、左側から借入年度、起債額でございまして、最終元利支払額は記載のとおり8億6,366万594円となっておりまして、これまで支払ってきた金額が6億1,395万7,137円でございます。償還残高につきましては2億4,970万3,457円で、元利支払い済み額に対して、指定管理者が負担してきた割合、居住費として返還してきた割合が62.4%でございますので、これまで14年7か月にわたりまして指定管理者の努力により起債の償還を行ってきたということが言えるかと思っております。(3) 施設及び付帯施設の取り扱いでございます。ここが重要になるかと思っております。施設等の処分に対する考え方をごさいますして、

町が現在考えているのは無償譲渡にするという考え方でございます。その考え方につきましては、1つ目に指定管理者がこれまで償還してきた居住費の返還額を持って起債を償還してきたということで、今年度末までの居住費の返還額の見込みは4億1,100万円ほど予定しております。これは起債借入額に対して57.96%でございまして、これまで言ったとおり指定管理者が起債の返還に大きく貢献してきたということが言えます。2つ目といたしましては、今後寿幸園をよりよい状態で管理していく上では、公共施設の適正化管理計画におきまして、今後維持費として7億5,000万円ほどの経費がかかると試算されております。それに合わせましてこの施設の終わった後の解体する費用等々も考えますと、後年度負担がより多くかかるということで、これは移譲後、移譲法人がより適切な中、管理していただくことで町の負担の軽減が図られることが考えられます。3点目、介護サービス事業、先ほど言ったように、国・自治体・社会福祉法人しか設置できない非常に公共性が高い事業であると捉えております。また、無償譲渡することによりまして、譲渡後における転売・交換、または担保設定など、それらの禁止条項を付記することが可能となり、町といたしましてはより事業継続を安定的にさせていただけるようにも求めることが可能となります。最後に補助金の適正化法により無償で行われる財産処分については包括承認事項ということで、財産処分することが可能となります。これらを総合的に判断し、町は無償譲渡する考えでございまして、根拠法令につきましては、地方自治法96条第1項第6号、議会の議決を受けた中で財産処分をする形になると捉えております。

続きまして、(4) 町有地の取り扱いでございまして、町有地の取り扱いにつきましては、これも施設と一体する形で考えております。町有地につきましては、無償貸与で考えております。寿幸園の現在の敷地はまちの福祉ゾーンということで、今後重要な役割を担う土地でございまして、貸し付け方式を選択してまいりたいと考えてございまして、根拠法令につきましては、貸し付けに当たりましては町の財産の交換・譲与・無償貸等に関する条例に基づきまして、公共の団体に公共事業を引き続き行っていただくという条件の中、無償で貸し付けしていきたいと考えております。

続きまして6、特別養護老人ホーム事業基金の取り扱いでございまして、特別養護老人ホームの安定的な運用を行うために基金が設置されております。現時点における基金残高は1,916万1,138円で、この基金につきましては譲渡にあたって非常に緊急性の高い修繕箇所、現在もいろいろと設備等の不具合が生じているものですから、入居されている方に不便を生じないように、この基金は活用しながら施設をよりよい環境に保っていただきたいと考えてございまして、この基金を活用していきたいと考えております。

最後になります。10ページをお開きください。移譲に向けたスケジュールでございまして、民営化の移譲につきましては令和4年4月1日の民営化向けまして、この基本方針に基づいて社会福祉法人天寿会と協議を進めていきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、本日全員協議会でご説明させていただきまして、ご意見をいただき成案化し、それを基に協議を進め民営化に向けた基本協定の締結を受け、定例会12月会

議に係る関係条例等の議案を上程していきたいと考えてございます。その議決の中、財産処分の手続きを経ながら4月1日の民営化開始に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に確認しておく必要がある方はどうぞ。何かありませんか。こんな大事な話し何もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） これをもって特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に向けた基本方針（案）についての協議を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

（午前10時29分）